

さぬき市再生可能エネルギー導入計画策定業務 仕様書

本仕様書は、さぬき市（以下「本市」という。）が行う「さぬき市再生可能エネルギー導入計画策定業務（以下「本業務」という。）の受託者を選定するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1 業務の内容

(1) 計画準備

業務実施に際し、必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

(2) 上位計画・背景の整理及び地域特性の整理

上位計画及び本事業の背景を整理するものとする。また、自然条件、社会条件、経済条件に関する現状を整理して地域資源を把握するとともに、脱炭素社会の実現に向けて解決すべき地域課題を整理するものとする。

(3) 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

現状の市域全体の温室効果ガス排出量を把握し、2030年度及び2050年を見据えた上での、温室効果ガスの推計を行うものとする。推計に当たっては、現状すう勢による排出量と、ゼロカーボンシティの実現に向けた追加的な施策を導入した場合の推計（2種類以上）を行うものとする。

(4) アンケート調査の実施

市民・事業者へのアンケート調査を行うものとする。アンケートは、市民1,000人、事業者100社程度に実施し、その結果を十分反映した事業スキームを検討するものとする。

(5) 再生可能エネルギーポテンシャルの調査

本市域内における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを分析するものとする。

また、本市が先導して再生可能エネルギーの導入を進めるため、公共施設における再生可能エネルギー導入可能性調査を行い、導入に向けた具体策を検討するものとする。

(6) 2030年度及び2050年に向けた将来像及びロードマップの策定

国の地球温暖化対策計画に示されている中期目標の2030年度と長期目標の2050年に向けた本市の将来像を検討するとともに、脱炭素シナリオ（ロードマップ）を作成するものとする。その際、再生可能エネルギー導入と地域課題を同時解決する具体的なイメージを提示し、市民に対して理解しやすい内容となるよう工夫するものとする。

(7) 再生可能エネルギー導入目標及び実現に向けた基本方針の検討

2030年度と2050年の再生可能エネルギー導入目標値を設定するものとする。

再生可能エネルギーを最大限導入した場合でも、目標とする導入量を実現することが困難な場合は、地域間連携等により、再生可能エネルギーを調達する方策及びその課題の整理を行うものとする。導入目標の実現に向け、必要な施策及び指標などの基本方針を検討するものとする。

(8) 再生可能エネルギー導入のための事業スキームの検討

実現可能な再生可能エネルギーを創出するため、「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた脱炭素型事業モデルの検討を行うものとする。

また、他の自治体等における先進事例を調査するとともに、補助事業に関する情報を収集整理するものとする。

(9) 導入目標達成に向けた推進体制の検討

ステークホルダーを含めた役割分担、体制、位置づけを明確にし、P D C Aサイクルにより、中長期的に事業を遂行できる体制を検討するものとする。

(10) 検討会等の開催支援

地域の関係者と合意形成を行うための検討会（2回程度）への出席及び資料の作成を行い、会議での協議内容の取りまとめ、会議録の作成（会議後1週間以内に提出）を行うとともに、その意見を反映すること。

2 成果品

(1) 成果品は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|----|
| ① 業務報告書 | 1部 |
| ② さぬき市再生可能エネルギー導入計画 | 2部 |
| ③ さぬき市再生可能エネルギー導入計画（概要版） | 2部 |
| ④ その他関連資料 | 1式 |
| ⑤ 上記データを格納した電子データ（CD-R） | 1部 |

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本市が保有するものとする。

(3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作件等は、個々の著作物等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

3 その他

(1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、本市と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(2) 受託者は、さぬき市個人情報保護条例を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(3) 受託者は、本業務の遂行において、本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けることとする。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却することとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧することとする。

(4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い、決定することとする。

(5) 本業務は、環境省補助事業である「令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第1号事業の1）」を活用した業務であるため、当該補助事業の趣旨を理解した上で業務を遂行することとする。